

広島県告示第七百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十四年九月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

訪問看護ステーション相扶	新	所在地	変更年月日
	備北訪問看護ステーション		
		庄原市尾引町二六三番地二	平成二十三年一月一日